

1. プランの進行管理の考え方

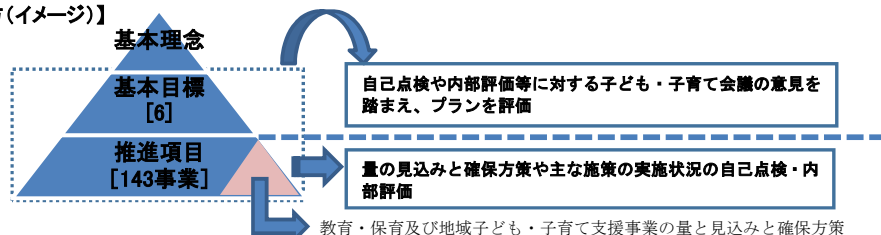
(1) 進行管理の考え方

「子どもの未来応援プラン」は、平成27年度から31年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、6つの基本目標と推進項目に143の事業を位置付けるとともに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、毎年度実施する年度評価に加え、平成29年度を目途に中間評価を実施し、「川崎市総合計画」との整合性や、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、内容の見直しを含めたプランの検証を実施します。

点検・評価は、平成26年7月に国が示している基本的な指針（※）を踏まえ、『平成27年度「子どもの未来応援プラン」点検・評価シート』により基本目標ごとに行います。

【考え方(イメージ)】



※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示）抜粋
市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。
評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

(2) 進行管理の進め方

プランに位置付けた、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策については、毎年度、自己点検・内部評価を実施するとともに、「アクションプログラム 2015」の進行管理や「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 平成27年度実施状況」の結果、また、「川崎市総合計画 第1期実施計画」における成果指標及び事業量等も参考にして、プランに基づく「主な施策の実施等」について点検・評価を実施し、年度評価を作成します。

年度評価の手法につきましては、「子ども・子育て会議」の意見・評価を反映し、川崎市総合計画の進行管理と整合性を図りながら今後の施策等の方向性を示します。

2. 点検・評価の視点

(1) 取組の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

達成度：「1. 目標を大きく上回って達成」「2. 目標を上回って達成」「3. 概ね目標どおり」「4. 目標を下回った」「5. 目標を大きく下回った」

(2) 総合評価

各項目による評価により総合的な視点で評価します。

評価項目：「施策の必要性」「施策の有効性」「施策推進にあたる効率性」「市民目線の施策推進」

(3) 施策推進の方向性

6つの区分を設けて今後の施策推進の方向性を示します。

方向性区分：「Ⅰ. 現状のまま継続」「Ⅱ. 改善しながら継続」「Ⅲ. 推進項目の規模拡大」「Ⅳ. 推進項目の規模縮小」「Ⅴ. 推進項目の廃止」「Ⅵ. 施策を見直し」

3. 点検・評価の結果

(1) 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

「子どもの権利に関する条例」について、子どもだけでなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。また、児童虐待やいじめなど子どもの権利侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、子どもが互いに尊重し合える環境づくりを推進します。

総合的な評価 (達成度③)	<ul style="list-style-type: none"> ■かわさき子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、子どもの権利に関する広報・普及啓発活動を行うことや、さまざまな世代に向けた広報啓発資料を配布するなどによって、子どもの権利への理解を広めるための取組を進めました。 ■子ども会議を開催するなど、地域における子どもの自主的・自発的な活動を支援しました。「子どもの権利を尊重する社会づくり」に向けては、子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくために、子どもの権利が尊重され保障されるよう、「子どもの権利に関する条例」に基づく取組を推進しました。
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■「川崎市子どもの権利に関する条例」は、川崎市民が子どもの権利の保障を進めることを宣言するものです。このような条例を全国に先駆けて制定したことに市民が誇りを持つよう、また、子ども自身も川崎に生まれ住んでいることを誇りに思う意識・感情を育てるため、より生活に密着した場面での取組を工夫することが必要です。 ■地道に息の長い活動を積み重ね初めて成果が得られる分野であることから、活動を継続するとともに、自発的に行動できない子どもへの対応も重視しながら、子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組を積極的に推進していくことを期待します。
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■「子どもの権利に関する実態・意識調査」では、「子どもの権利に関する条例」の認知度は、子どもも45.0%、大人31.9%であり、認知度を高めるための取組や活動への支援をより一層努力する必要があると考えます。 ■「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催による広報・啓発やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報など、さまざまな世代に向け、子どもの権利への理解を深めるための事業を積極的に実施します。

(2) 基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

男女がともに、職場・家庭・地域などあらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことができる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、企業や市民に働きかけるなどによって、仕事と家庭の両立を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。

総合的な評価 (達成度③)	<ul style="list-style-type: none"> ■思春期からの健康教育を実施するとともに、妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区役所において両親学級やプレパパ・プレママ教室を実施するなど、思春期から妊娠・出産、育児期までの切れ目ない支援に努めました。 ■子育て家庭の経済的負担の軽減に向け、小児医療費助成制度の通院助成対象年齢の拡充を図りました。
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■「思春期から妊娠・出産、育児期までの切れ目ない支援に努める」姿勢を評価します。今後も、「切れ目ない支援」を念頭に、施策の展開・継続を望みます。また、小児医療費助成制度の拡充など、子育てに対する経済的負担の軽減が必要です。 ■社会状況の変化のスピードが予想を超えているように思われる中、親になる世代への心理的・経済的支援は早急な対応を求めます。地域の中にある企業との連携も一部では進められていますが、より一層の協力体制を構築することも重要ですので、地域で支える取組の強化を望みます。
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き学校と協力し、思春期からの赤ちゃんのイメージづくりによるのちの大切さや、男女が共に子育てを担うことについて、また両親学級（プレパパ・プレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習、父親の育児参加について意識啓発を進めます。 ■育児に向き合う親の孤立感・負担感を軽減するため地域子育て支援センターや、育児の援助を受けたい親と育児の援助を行いたい人の市民相互の援助活動であるふれあい子育てサポートセンターを運営し、子育てを社会全体で支える環境づくりを推進します。

(3) 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を図り、全ての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細かな対応を図ります。また、安定した質の高い幼児期の学校教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。

総合的な評価 (達成度3)	<ul style="list-style-type: none"> ■待機児童解消の継続に向け、認可保育所等の整備による定員枠の拡大や川崎認定保育園の運営費補助及び保護者への保育料の一部助成を実施するとともに、一時保育や病児保育の拡充などによる多様な保育ニーズへの対応や「新たな公立保育所」における保育の質の向上の取組を推進しました。 ■保育士の確保が難しい状況にあることから、保育士就職相談会や資格取得支援などの保育士確保対策を進めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、保育料の一部改定を検討してきました。「乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり」に向けては、質の高い保育・幼児教育の取組を推進しながら、子どもを安心して預けられる環境を整えるための取組を推進しました。 など
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくりに向けた取組については、一定の成果につながっていると評価します。具体的には、待機児童解消への取組は一定の効果がみられ、病児保育への前進も評価するものです。 ■総合的な評価には共感するところですが、子ども・子育て会議では、量だけでなく質も保障することを提言しています。保育施設等における保育士の確保及び保育の質の向上には、処遇改善が必須であり、行政や保育事業者が共に連携しながら労働環境のより一層の改善に努めることが必要です。
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■保育需要に対しては、認可保育所の整備や認可外保育施設の入入れの促進、一時保育の拡大を図るとともに、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士の確保、さらには保育士宿舍借り上げ事業の開始、保育士資格の取得事業を実施し、受入れ枠の拡大に伴う保育士の確保を進めていきます。 ■保育士の処遇向上のため、国の処遇改善事業を着実に実施するとともに、研修を希望する民間保育所と合同による職員研修を実施するなど、保育士等の人材育成を行い、保育の質の維持・向上を図るとともに、総合的な取組により待機児童の解消を目指します。 など

(4) 基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、子どもの乳幼児期を通じ、ライフステージに沿った一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後におけるさまざまな集団活動や地域活動を通して、人としての在り方生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。

総合的な評価 (達成度3)	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠・出産から育児期までの切れ目のない支援に向け、母子手帳交付時などにおける保健師などの専門職による情報提供・相談支援に取り組むとともに、妊産婦健康診査費用の一部助成や産後ケア事業の実施などにより、産前・産後の妊産婦への支援に努めました。 ■思春期からの保健や育児に関する普及啓発や慢性的な疾病を抱える子どもに対する医療費の一部助成を実施するとともに、母子保健情報の効率的・効果的な活用に向け、「母子保健システム」の導入を進めました。 など
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査については、来ない人への対応が大きな課題であり、一方通行の対応ではなく、多面的な対応が必要です。 ■「母子保健システム」の導入により、母子保健に関する情報が効果的に活用できる道筋ができたことは評価でき、今後の有効活用を望みます。 など
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査に関しては、疾病等があり医療機関で受診するなどの子どもの体調、母親が次の出産で現住地に不在で他都市に健診依頼をするなどの親の事情、外国籍で住民票を置いたまま居住実態のない子ども等により受診率が100%にならない状況があります。 ■子どもの成長、育児等の保健情報について、平成27年度までは紙での管理でしたが、システム開発に取り組み、平成28年度からシステムの導入により、健診対象者の抽出、健診の未受診者のフォロー等を行っていきます。 など

(5) 基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、社会的自立に向けた新たな支援体制の整備を推進します。

総合的な評価 (達成度3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭に対しては、「母子・父子福祉センター」において、「自立支援プログラム策定事業」や「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施するとともに、就業自立に向け、各種給付金事業や就業相談や就業情報の提供、職業紹介まで、一貫した就業支援サービスを提供しました。 ■「子育てを支援する体制づくり」に向けては、子どもたちが安全・安心して生活できるような仕組みづくりや困難な状況にある子ども・若者への支援の充実に向けた取組を推進しました。 など
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■社会的な支援が必要な要保護児童や家庭に対して、個別の状況に配慮した福祉的な対応が可能な体制づくりが必要とされていることや、ひとり親家庭への各事業の実施などについて評価でき、今後も継続を望みます。子どもを救うには、その周辺環境の改善も大切であり、親の自立支援に重点を置いて進めることが必要です。 ■親の貧困が子どもの貧困に連鎖することを避けるために、関係機関が相互に連携して取り組み、サポートを必要とする子どもや親に、適切な支援が届くことを望みます。 など
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭への各種相談、生活・就労支援、障害のある子どもや発達に心配のある子どもへの支援など、子ども・子育て家庭の個別状況に配慮した支援を推進していきます。 ■各区の地域みまもり支援センターや児童相談所等の関係機関、地域団体等が連携し、要保護児童等の早期発見や支援、児童虐待防止の活動に取り組み、地域のネットワークの強化を図ることにより、地域で子どもを見守り支える体制づくりが実感できるよう取り組んでいきます。 など

(6) 基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などの活動を促進します。また、家庭や地域が子どもを見守ることによって、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりを進めます。

総合的な評価 (達成度3)	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て家庭に配慮した住宅の認定や誰もが安心して歩行できる道路整備やまちなりのバリアフリー化、交通安全対策を着実に進めるとともに、子どもの遊べる環境の整備を行い、川崎で子どもを安心して生み育てるための生活環境を推進しました。 ■「子どもと子育てにやさしいまちづくり」に向けては、子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や安心して外出できる都市環境の整備を進めるとともに、交通安全対策や事故防止対策、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を推進しました。 など
会議の意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■子育てしやすい住環境の確保に関する取組、安全で安心な子育て環境の充実への取組がなされていると評価します。 ■子ども110番の運営など、子どもを犯罪から守る活動が求められていることから、学校や地域、青少年育成団体等が連携し、情報共有を行いながら、犯罪や非行の防止への取組をより一層強化していくことが重要です。 など
今後の方向性 (方向性Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ■子育てに配慮した住宅の普及や、駅や道路、歩行空間などのバリアフリー化を進め、引き続き子育てしやすい環境の整備に取り組みます。 ■児童を「犯罪から守ること」、「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のための「学校警察連携制度」の運用が始まったことから、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施し、非行防止や犯罪から守る活動を推進し、子どもと子育てにやさしいまちを目指していきます。 など

4. プランの見直しについての考え方

平成27年度及び28年度評価の結果や本市の子ども・子育てを取り巻く状況等も踏まえ、川崎市総合計画第2期実施計画の策定との整合性を図りながら、平成29年の秋ごろまでに当初計画5年間の中間評価による検証を行い、平成30年度以降の内容等について見直しを実施します。